

直す必要があるろう。

参考文献

東京都立中央図書館第九回特別資料展（昭和五十六年十月）

「本草・博物学とその周辺」

展示解説目録

（東京都世田谷区砧七―一六―四）

『慾齋覚書』について

遠藤 正治

飯沼慾齋（一七八三―一八六五）は科学的植物分類法実行者の鼻祖と仰がれ、本草・植物学者としての業績は普く知れ渡っている。その反面、本業の医学については明らかにされていないところは驚くほど貧困である。

この未解明の蘭医としての側面に光を当てる瞳目すべき文書が、岐阜市の飯沼順二博士によって昨年自邸から偶然発見された。

本報はこの飯沼家文書『慾齋覚書』の紹介を目的とするが、当時慾齋の近辺に居て親交のあった江馬活堂（一八〇六―一八九一）の日記等との対比を試みたのでその結果をも一、二報告する。識者のご批判を請いたい。

『慾齋覚書』は一冊しか見つかっていないが、自筆の覚書類としてはこれが始めてである。縦二五・六センチ、横十七・五センチ、墨付わずか十七枚、保存状態は良好で

墨跡鮮明。表紙は白紙で当初から標題が記された形跡はなく、『慾齋覚書』とするのは飯沼順二博士の命名による。

文政十年から同十二年に至る足かけ三年間の大垣藩との交渉経過を奉願書の控をもとに綴つたもので、成立時期はその力動感あふれる若々しい筆跡からみて同時代のものと推定される。この時期は慾齋四十五歳から四十七歳、町医として大流行を博して最も充実した頃であり、また平林莊隠退前夜の波乱に満ちた時代でもあった。

内容は、原文に見出しはないが、次の五項目に分類できる。

- 一、御目見・帯刀の顛末（十三頁）
- 二、高須藩刑死体解剖の件（十四頁）
- 三、居宅壁囲修復願（二頁）
- 四、行倒れ人引取りについて（四頁）
- 五、従弟健介を嗣子と定める届書（三頁）

このうち第一・二項は従来ほどの慾齋伝にも触れられていない新事実である。とくに第二項は美濃地方における人体解剖の発祥を伝える最初の文献として注目される。事の起こりを示す部分の読解文を次に記す。

一 高須表に重罪を犯候者有之ニ付、御刑罰後其屍を申受解割いたし度段、兼而浅野春需（此者彼地之侍医ニて即門人也）より相願置候処、十二月廿三日之七ツ過比飛脚到来、兼而相願置候通今朝御刑罰御座候 七之下と申之胸被下候間、即刻受取可申趣申来候故、春需彼地之罷越可相成は此地へ持来候様可致段申含遣、若持来候ハ、此地ニ於て解剖いたし度趣、此地役人方へ内談ニ及候処、右様之事ハ御家ニて初而之儀、其上他家御刑罰之屍を此地ニ於て執斗ひ候事杯、愈以不容易之ハなしニて至而六ツかく有之候処、やうく廿五日に及左之通願書さし出ス

奉願上口上覚

松平中務大輔様御醫師浅野恒進と申者私門人御座候処、為醫術修業御刑罪御座候ハ、死體申請解體仕度段兼而相願置、今般御刑罪御座候而、死體恒進江御渡ニ相成、且御当地迄持参仕段も御聞濟有之、別帛之通私差図を受解體仕度段相頼来候ニ付、尚又故障無之哉之段相糺申候処、又々一札差出、親類林忠右衛門よりも書面差越申候 右恒進義は醫術格別執心ニ付、是迄多年教授仕居候得は此度之義差図不仕候も無本意奉存候 依之於今村葬処解體

差図仕遣度奉存候間此段奉願候 右願之通御聞濟被成下
置候ハ、難有奉存候已上

文政十一戊子十二月廿五日

飯沼龍夫判

御奉行所

文政十一年（一八二八）十二月廿五日、恒進・林忠右衛門
兩名の念書を差添えてこの願書を提出するが、当然ながら
大垣藩としては前例の無いこと、他藩の刑屍体を領内へ搬
入することも問題となるが、先刻高須藩で許可済というこ
とは大垣藩の責任を著しく軽減する効果があったのか、翌
二十六日城代よりの許可が下りる。早速解体に取りかか
り、二十七日夜（二十八日との混乱した記述もあり）に入って
無事解剖を終り、今村葬所を引払ったとしている。今村葬
所は大垣市本今町水門川堤直下に現存する。

高須藩『職禄名譜』には、御番医として浅野家三代の名
が記載、良輔（文政四年病死）、元補（改良甫）、青友（元補男）
のうち年代からみて元補が恒進と同一人物と思われる。元
補は天保三年五人扶持にて御番医見習、同十一年御番医師
並、弘化二年御番医師となり万延元年（一八六〇）七月廿一
日病死している。江馬塾の『門人姓名録』に浅野元達（良

甫）の名が見えるが、青友と推定される。

以上『覚書』に解剖の所見が見えないのは残念である
が、その後愍齋は隠退晩年に至るも外科の研究を継続して
いた証左がある。

（岐阜市）